

鹿島俊雄後援会会費

納入状況

鹿島俊雄後援会は、去る一月二十五日、近県都内支部長会が開催され、其の後も度々常任幹事会が催されている。

会費も順次本会宛全国各地より納入されているが、三月二十三日現在の後援会入会申込人員並びに納入会費は左の如くである。

なお、申し込み手続未済の方、あるいは、会費未納入の方は、至急、各支部を通じ手続を完了して頂きたく念の為申し添えます。

昭和三十四年三月二十三日現在

北海道	札幌	五〇人	六六〇	一九八、〇〇〇
	小樽	二二	二六	七、八〇〇
	函館	二二	二六	七、八〇〇
	旭川	三四	三四	一〇、一〇〇
	室蘭	一三	一八	五、〇〇〇
	釧路	一	一	一、〇〇〇
	十勝	一	一	一、〇〇〇
	空知	一八	一八	五、〇〇〇
	北見	七	一八	五、〇〇〇
	青森	二七	二七	八、一〇〇
	岩手	二七	二七	八、一〇〇
	秋田	三一	三七	一〇、〇〇〇
	宮城	四六	四六	一三、八〇〇
	山形	八二	八二	二四、六〇〇
	福島	六九	七三	二二、〇〇〇
	茨城	九七	一一五	三〇、五〇〇
	栃木	三八	四八	一四、〇〇〇
	群馬	九二	一一二	三三、〇〇〇
	千葉	一七	二五	六、八〇〇
	神奈川	一七	二五	六、八〇〇
	山梨	一三	一四	四、〇〇〇
	静岡	一三	一四	四、〇〇〇
	愛知	一三	一四	四、〇〇〇
	尾張	一三	一四	四、〇〇〇

西三河	二二	二二	六、九〇〇
東三河	四四	四四	一三、二〇〇
岐阜	四六	四六	一三、八〇〇
三重	五三	四六	一六、五〇〇
新潟	八六	九九	二七、七〇〇
長野	一〇	一〇	三、〇〇〇
北信	二五	二六	七、八〇〇
中信	二五	二六	七、八〇〇
南信	二五	二六	七、八〇〇
富山	五二	一〇四	三三、一〇〇
石川	三八	三八	二二、〇〇〇
神井	二	八	二、〇〇〇
滋賀	二	八	二、〇〇〇
和歌山	二	八	二、〇〇〇
奈良	二	八	二、〇〇〇
京都府	二八	八三	二四、九〇〇
大阪府	二八	八三	二四、九〇〇
兵庫	二八	八三	二四、九〇〇
岡山	二八	八三	二四、九〇〇
岡山県	二八	八三	二四、九〇〇
鳥取	二八	八三	二四、九〇〇
広島	二八	八三	二四、九〇〇
島根	二八	八三	二四、九〇〇
山口	二八	八三	二四、九〇〇
徳島	二八	八三	二四、九〇〇
香川	二八	八三	二四、九〇〇
愛媛	二八	八三	二四、九〇〇
高知	二八	八三	二四、九〇〇
福岡	二八	八三	二四、九〇〇
佐賀	二八	八三	二四、九〇〇
長崎	二八	八三	二四、九〇〇
大分	二八	八三	二四、九〇〇
熊本	二八	八三	二四、九〇〇
宮崎	二八	八三	二四、九〇〇
鹿児島	二八	八三	二四、九〇〇
鹿児島	二八	八三	二四、九〇〇
東京都	二二	五九	二五、五〇〇
東京	二二	五九	二五、五〇〇
学	二二	五九	二五、五〇〇
千代田	二二	五九	二五、五〇〇
九ノ内	二二	五九	二五、五〇〇
中央区	二二	五九	二五、五〇〇
日本橋	二二	五九	二五、五〇〇
京橋	二二	五九	二五、五〇〇

港区	五六	六一	一八、三〇〇
芝	八	八	二、四〇〇
麻布赤坂	一〇	一〇	三、〇〇〇
新宿	二五	二六	七、八〇〇
四谷	二五	二六	七、八〇〇
澁谷	二五	二六	七、八〇〇
文京区	二五	二六	七、八〇〇
台東区	二五	二六	七、八〇〇
浅草	二五	二六	七、八〇〇
下谷	二五	二六	七、八〇〇
墨田	二五	二六	七、八〇〇
品川	二五	二六	七、八〇〇
目黒	二五	二六	七、八〇〇
渋谷	二五	二六	七、八〇〇
世田谷	二五	二六	七、八〇〇
世田谷	二五	二六	七、八〇〇
大田	二五	二六	七、八〇〇
大森	二五	二六	七、八〇〇
蒲田	二五	二六	七、八〇〇
中野	二五	二六	七、八〇〇
杉並	二五	二六	七、八〇〇
豊島	二五	二六	七、八〇〇
北	二五	二六	七、八〇〇
王子	二五	二六	七、八〇〇
荒川	二五	二六	七、八〇〇
板橋	二五	二六	七、八〇〇
練馬	二五	二六	七、八〇〇
足立	二五	二六	七、八〇〇
江東	二五	二六	七、八〇〇
深川	二五	二六	七、八〇〇
葛飾	二五	二六	七、八〇〇
江戸川	二五	二六	七、八〇〇
西多摩	二五	二六	七、八〇〇
八南	二五	二六	七、八〇〇
立川北多摩	二五	二六	七、八〇〇
計	二二九五人	二八九四、五〇	八八七四〇円

鹿島俊雄後援会

全国各地に続々結成

各県単位、あるいはグループ単位に、鹿島俊雄後援会が続々誕生している。又、同君自民党入党ならびに同党参院全国区公認候補決定以後岐阜県歯科医師会、同政治連盟の尽力により、同県自民党支部連合会より全国区公認候補者中特別に推薦、強力に支持との決定あり、千葉県は先に決定しており、宮崎、大分も、地元歯科医師会の特別な配慮によって同党県連から推薦を受ける模様である。

新会員一七八名を迎う

去る三月二十五日、第六十四回卒業証書授与式が行われ、一五三名の諸君が芽出度卒業証書を授与され、越えて二十七日東京歯科大学衛生士学校の卒業式が挙行せられ、二十五名の諸君が卒業証書を授与された。本会は、これ等新卒業生を祝し、三月二十四日午後三時より母校に於て、新入会員歓迎会を行った。(詳細は次号)

就職希望の方

医員をお求めの方

就職を希望される方、あるいは、医員、特に新卒業生を、お求めの方は、出来るだけ詳しく希望条件を記して、至急、長尾教授まで御連絡下さい。

歯科衛生士をお求めの方は、同様希望条件を明記の上、関根教授まで至急御連絡下さい。

(三面よりつづく)

は酒煙草は口にしなかつたが、日露戦争頃より酒煙草の味を覚え有名な大酒豪となられた。その頃芝鳥森に「浜の家」という待合があつて、金杉英五郎先生等と奥村先生も同行して酒席の腕を磨かれた。現日本歯科医師会長佐藤蓮雄先生も御仲間と思ふ。

大正初期に歯科学講義録十二冊が歯科書報社より出版され、その財源は充実に来て、大正九年私立東京歯科医学専門学校は血脇先生より土地建物器械標本図書等約四十九万円が提供され、財団法人東京歯科医学となり同窓校友の母校愛の結晶寄附行為に依り、関東大震災被災を受けたが今日の大学院設置の東京歯科大学となつたのである。血脇先生は慶応出身でもあつたがあの風格識見で政界に知己友人が多く、近衛篤磨公の政治結社桜田倶楽部のメンバーとなつた。同志は明治大正昭和に亘る政界の名士が多く、尾崎行雄、犬養毅、島田三郎、花井卓造、小川平吉、金杉英五郎、木下謙次郎、工藤鉄男等々であつた。

桜田倶楽部の宴会が芝の紅葉館で催された時に、メンバーの一人後に國務大臣になつた人(名は秘す)と政談中「血脇歯医者者のくせにだまれ」と言われ、その人に「お膳をたたきつけて、拳固を加え「血脇個人の侮辱は我慢するが、歯科医を侮辱されたのは我慢が出来ぬ」と仲裁があつて取つた。血脇先生の面目躍如たるものがある。木下謙次郎先生はこの頃血脇先生と兄弟も及ばぬ親友となり学校の理事となられ永く学校の発展に御骨折り下さつた。(以下次号)

血脇先生と奥村先生(其の一)

中井 武 一 郎

吾等の崇敬する血脇守之助先生の伝記は未だ編纂されない。

昭和五年頃、隠岐玲浦君が資料を調査蒐集されたが発刊されぬまゝ、恐らく母校の金庫に保管されていると思う。もし血脇伝が出版されれば、母校の沿革のみならず日本の歯科教育史、歯科医政史になると思う。

本年二月は血脇先生の十三回忌にあたり、先般母校で法要が営まれ卒業生は御霊前に詣りて今後の母校の発展を御誓いしたのである。

血脇守之助伝には、奥村、花沢、早川、水野先生が登場し更に野口英世博士が加わり立志伝中の亀鑑となり教育資料ともなると思う。

血脇先生は千葉県吾孫子の加藤家に生れ、長して血脇家を再興相続なされたのである。加藤家は松島屋と称し代々水戸徳川家の本陣で、御尊父は幕末剣客者齊藤弥九郎繁の嫡頭を務め上野彰義隊に参加した御仁である。先生は吾孫子で普通教育を修め、青雲の志を抱いて上京され、初めに本郷真砂町辺の英語塾で英語を学んだ。この時同級生の山形泉田沢

出身の池田成彬氏(慶大教授池田潔君の父)と終生の盟友を結び、共に慶応義塾に入学して現在の東京劇場の前辺の炭屋の二階に一緒に下宿して、現聖露加病院の所にあつた慶応に通学した。卒業後新聞記者となつたが間もなく眼疾を患ひ、療養のため郷里吾孫子に転地して余暇に新聞取次店を営み一年余りて新潟県三条の中等教員に就職した。

一方池田成彬氏は三井銀行に就職し三井銀行取締役となり、母校が財団法人になつた時監事となられ、後に大蔵大臣をつとめられた。

血脇先生は沢田半之助(奥村先生の岳父)寺田某氏二人の媒酌で二十九才にして、数年前故人となられた広瀬武郎先生(元日本歯科医師会理事)の御令妹二十二才のソデ子さんと結婚された。この奥様が内助の功尽大で、野口博士の遊興費の尻拭ひ渡米費の工面等々有名すぎる程有名である。現在大田区雪ヶ谷四五一の三男加藤晴夫方に八十一才を迎えて御元氣に過ぎられている。

血脇先生は新婚の夢は池上本門寺前の「曙樓」に結びしもの、一家を構える資力がなく、新婚夫婦は新橋の「集成館」(?)に住み現在のアパート生活の境遇であつた。新婚半年位で奥様が側に在つては仕事にも家計にも支障があるといふので先生の実家吾孫子の松島屋に預けられた話であるが、現代から考えると相傳もつかない話である。半年位して芝の芥川歯科医が来て、金策協議の結果吾孫子の先生の友人で村長飯塚喜右エ門氏より軍事公債百円券二枚を借用し、担保として銀行より借金し、芝の松坂町に新世帯を設けることになつた。家賃が七円五十銭、所帯道具が三十円を要したとは夢の様な話である。松坂町の新世帯には食客書生として、野口清作・渡辺重吉(兵庫)・中村重敏(秋田)・奥村鶴い家計の資力としたが、目差しとサツマ汁が最高の食事とはコロリもビタミソもあつたものではない。子供が生れて健康上一時大森に住居を構へられた話もある。

明治三十三年に先生が高山歯科医学院を継承され、東京歯科医学院を設立することになり、車夫善四郎君が毎日神田方面を探したが適当な建物はなかなか見つからない。血脇、奥村両先生が神田方面の貸建物を探案中、吾孫子出身の小川町の「今文」牛肉屋(主人森和吉氏)に立寄り建物探しの話をする、今文の御世で小川町にあつた遠山椿吉博士の頭戴鏡院の二階を借りて夜間開校。半年にして大成中学の一部を借りて移転、間もなく今文より三千円借金して、当時はまだ省線電車も走つていなかった現在の水道橋駅寄りの角の古色蒼然たる旗本屋敷風の建物を買い取、少々改築して学校と住居を定められた。然し乍ら、相変らず高森山松之助(高山紀齊先生の義弟)三井物産の重役となつた石川氏が外国人たる夫人同伴で宿泊したり、他四人程が全部無銭食客で、奥様は借金取りの申訳応接が日課であつたといふ。

奥村先生は血脇家の一室で勉強し夜間は学校の講師を務めた。ライオン故縁川宗作先生の茶呑み話によると、卒業謝恩会の福利の題に奥村先生と出た、景品は大根一本、心は代講一方という説明のあつた程、休講の時は代講専門であつたこと先生が如何に勤勉な勉強家であつたことがうかがえる。

奥村先生は学校拡充の資力を得るために、当時吾が国に歯科の教科書参考書がなかつたので、血脇先生と毎夜十二時過ぎまで、編纂に努力され、明治三十三年「新纂歯科学」六冊ものを出版され、非常に売れてこの利益が財源となつて東京歯科医学院は拡充された。然乍ら血脇家には前述の通り高等無銭食客が多く、著述中両先生の夜食はサツマイモ二切が最高の慰であつた。それから間もなく前の金主吾孫子の飯塚氏が友人として大成中学に入學する子供同伴で、長く無銭滞在し毎日朝から大酒呑みで奥様の御苦勞は想像もつかない。明治三十七年三崎町の現電車通りが道路拡張のため、血脇先生所有の土地建物の一部が東京市に二千元で買上げられた。当時そば一杯が一錢五厘の頃である。

血脇先生は直ちに奥村先生を呼んでその二千元を与えて渡米し米口の歯科教育歯科医政の調査を命じられた。奥村先生は学校の拡充費にあつてことを主張したが受け入れられず然らば血脇先生自身の渡米を主張すると、俺の頭ではだめだ、奥村お前の頭でなければこの調査は出来ないといつて、是亦採用されず遂に奥村先生は渡米ペンシルベニア大学に留學され、勉学傍ら米国の歯科教育歯科医政を研究報告した。この資料が日本の歯科界に貢献したこと甚大である。明治三十九年秋帰朝されて教鞭を取られ、明治四十年専門学校となり教授となつた。

専門学校創立当時、血脇先生の幼少の頃お守りをして、背中に小便をひつかけられた人が、学校の小使いになつて来ていた。能吉という人で非常にユーモアで誠実で勤勉な人であつた。皆から、熊さん熊さんと親しまれ学校の人気の小使さんで、熊さん文学熊さん哲学が、放課後など青春の青年達に囲まれて、禪味ある指導が一席きわい寸前まで語れるのであつた。戦前は学校の忘年会が毎年血脇先生のおよばれであつた。そんなときも先生は学校の教授連には目もくれず小使のところについてさしむかいで飲んで日常の労をいたわつていた。先生のモットーとしていた家族主義が、よくにじみ出ている。

血脇先生は東京歯科医学院開設前(二面へつづく)

正しい選挙を強力に行うには

今年には参議院議員選挙、地方選挙と、正に選挙の年である。

我が同窓会員からも、日本歯科医師政治連盟からの単一推薦候補として、自民党参議院選挙全国候補として、決定発表された鹿島俊雄君が推薦され、出馬を決意されたのを始めとして、地元選挙にも多数の候補が出馬される見込である。

現在、本会宛通報のあつた立候補予定者の諸君は次の通りである。

- 東京都議会 大村太子二君、東京中央区議会 堀真一君、東京板橋区議会 三沢喜久雄君、東京北区議会 青山政行君、神奈川県議会 神野長太郎君、横浜市議会 小西憲作君、横浜市議会 庄司清夫君、千葉県議会 井上裕君、千葉県佐倉市議会 宮下寅之進君、熊本県免田町議会 本田憲男君

その他順次本会宛通報が来ることを予想している。

本会は、この年を迎え、去る二月二十二日、第七十四回例会に際し、東京都選挙管理委員会の富田正則氏を煩わし、一時間三〇分に亘り「正しい選挙の話」と題し詳細に涉つて講演を伺つた。

選挙運動

選挙運動は、選挙期日の告示があり、立候補の届出をした後でなければ出来ない。立候補の届出前に選挙運動をすることは、事前運動として禁止されている。

学説等から「特定の選挙につき、特定の公職の候補者の当選を目的として、投票を得若しくは得させるために直接又は間接に必要かつ有利な一切の行為」であると云える。

これを具体的に云うと

- (1) 選挙が特定していること
- (2) これは選挙期日が告示された場合においては勿論であるが、その期日が確定しなくても、社会通念上それがどの選挙を目指しているかが認められれば、やはり選挙が特定しているといえる。
- (3) 特定人の当選を目的としていること。

すなわち、特定人がその選挙に当選し、当選させ又は特定人の当選を有利に導くため他の人の当選を得させまいとするような、目的があること。

(3) 選挙人に対して働きかける行為がある。

選挙運動の概念は、以上のような三つの要素によつて成り立つているものと云える。このうち、働きかけの行為が一番問題になる。

以上の三つの要素がなければ選挙運動にならない。従つて「皆んな投票しなさいよ、正しい選挙をしましなさい」と云うのは、選挙運動ではない。

後援会

後援会組織について考えて見る。候補者の資金面の後盾となるため、社会活動を助けるため後援する会を結成する。これが現在非常に沢山出て来ている。これが選挙運動にならないかどうかが、社会的活動を助けること云う事は公職選挙法と関係はない。

後援会

後援会組織について考えて見る。候補者の資金面の後盾となるため、社会活動を助けるため後援する会を結成する。これが現在非常に沢山出て来ている。これが選挙運動にならないかどうかが、社会的活動を助けること云う事は公職選挙法と関係はない。

従つて、この制約を受けることは出来ない。後援会の中で、いろ／＼計画立案しても、これは選挙運動でなく立候補したときの選挙運動の準備行為である。

後援会が会員を増やそうと云うことが問題である。時期的に見て、会員を広めることが投票依頼行為にならないかどうかが問題である。例えば、場所、方法が問題となる。例えば六月に参院選挙が行われるとすると今では出来ないことと云うことになる。日常会話としてなら良い。

今日選挙があるが適当な人はないか」と電車の中で問われた時「〇〇の後援会がある。入会しないか」と云うのは違反でない。

日常生活の会話での資料提供は違反でない。しかし「今度〇〇に一票入れろよ」と云うのは違反である。

推薦依頼行為

これは投票依頼行為ではない。これも見ず知らずの所へ依頼すれば違反行為であるが、師弟、親戚クラスメイトであれば選挙運動とは看なされない。

機関紙

よく問題になるのは商店会の連合会等の機関紙である。

総会で決定した事を紙面に載せ、同時に特定の人を会場で推薦したことにも紙上に載る。これは通常のことであり、認められている。記事として載るのは良い、しかしその後で、特定の人の名を挙げて投票依頼行為が載つてはいけぬ。従つて、ニュース評論、事実の報導として機関紙に載ることは良いが、これも常より印刷枚数が多くなれば、この点も通常性を欠くこととなり違反となる。

許される方法

- ① 診療所、自宅に訪れた患者、客等に投票、運動を依頼することは差し支えない。
- ② 電話による選挙運動は出来る。電話で投票、運動を依頼することは何処へ何回しても差し支えない。第三者が、何回電話で選挙運動を行つても出納責任者を通さなくても良い。
- ③ 個々面接
街頭でたまたま知人と逢つた時、その他乗物、商店、浴場各種会合等凡ゆる機会に知人にあつた時、投票や運動を依頼しても、演説にならない挨拶程度のものであれば差し支えない。
- ④ 幕間演説
選挙と関係なく催されている各種会合(座談会、婦人会、町内会同業組合の集會、同窓会等)の席上、あるいは劇場、工場等の休憩時間を利用して、自分の支援する候補者のために、挨拶をしたり、更に積極的に投票や運動を依頼しても差し支えない。

禁止されている事項

- ① 金品を与えて、買収することは禁止されている。
- ② 戸別訪問
何人も選挙に関し、投票を得若しくは得しめ、又は得しめない目的をもつて、戸別訪問をすることは禁止されている。戸別訪問の対象となる場所は通常選挙人の住宅であるが、勤務先の会社の事務室や工場を訪問しても住宅に準じて戸別訪問と解される。
- ③ 署名運動
投票を得、若しくは得させ、又得させない目的で選人に対し署名運動をすることは禁止されている。なお、以上の他、ポスター推薦人となることは、公務員以外は誰でもなれる。又このポスターの掲示の承諾を得るために選挙人の住所を訪問する行為は、たゞ純粹にその目的だけであれば戸別訪問とならない。しかし、この際投票を依頼する行為があれば違反となる。(文責記者)
- ⑤ 応援弁士の依頼や「ポスター」等貼るの頼みに行くことは全々差し支えない。その場合に直接投票を依頼すると、個別訪問となり違反となる。
- ⑥ 候補者の名義を以てする法定の新聞広告に、自分の個人の名前を利用してさせたり、その他政治団体の推薦を書かせたりすることも差し支えない。
- ⑦ 自宅の室内にて〇〇〇〇氏の当選を祈る」とか「〇〇〇〇氏を推薦すると云うような貼紙をすることは差し支えない。但し貼る場所によつては違反となる。客の出入の多い場所に貼ることは避けなくてはならない。